

| | | | |
|----|-------------|-------|---------------|
| 件名 | アスベスト含有調査役務 | 仕様書番号 | T-CA7-06-0010 |
| | | 作成年月日 | 令和6年11月14日 |
| | | 作成部課名 | 装備技術官（海上担当）付 |

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、防衛省市ヶ谷庁舎防衛装備庁各執務室におけるアスベストの含有調査（以下「本役務」という。）について規定する。

1. 2 引用文書等

この仕様書における引用文書等は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

引用文書等

- (1) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (2) 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)
- (3) 建材製品中のアスベスト含有率測定方法(JIS A 1481)
- (4) 厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」
- (5) 厚生労働省「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」
- (6) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則

2 役務に関する要求

2. 1 役務概要

執務室の改修役務等の事前調査として、建築材等の石綿の「使用の有無」を定性分析により判定するものとする。

2. 2 試料採取

2. 2. 1 採取箇所については、表に示すとおりとする。

表 採取箇所

| 番号 | 場所 | 採取部 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-----------|-----|----|----|--------------|
| 1 | 市ヶ谷庁舎D棟9階 | 天井 | 箇所 | 1 | 執務室へのブラインド設置 |

2. 2. 2 試料採取は、官の指示する場所から採取するものとし、官と日程調整の上、努めて速やかに実施すること。

2. 2. 3 試料採取は、原則として平日の10時00分から17時00分までの間で行うものとし、やむを得ず時間外に作業を実施する場合は、予め官の許可を得るものとする。

2. 2. 4 試料採取にあたっては、必要な養生を行って試料の飛散防止を図るとともに、周囲に人のいないことを確認するなど十分な配慮を行うこと。

2. 2. 5 採取量は「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」に基づき、それぞれの検体において分析に必要な規定量を採取するものとする。

2. 2. 6 試料採取後は、塗装剤またはパテ等にて採取部の簡易的な補修を施し、作業場所の清掃を行うなどして粉じんの収集に努めること。また、補修方法については事前に官

の承認を得ること。

2. 3 定性分析

2. 3. 1 試料の分析調査は、J I S A 1 4 8 1 – 1 又は J I S A 1 4 8 1 – 2 に基づく定性分析とする。

2. 3. 2 定性分析完了後、アスベストの含有の有無にかかわらず、速やかに官へ報告するものとする。

2. 3. 3 分析の各過程における結果すべてを、分析結果報告書（任意様式）等に整理し官に提出するものとする。

2. 3. 4 採取した検体は、分析終了後、関係法令に基づき適正に処分するものとする。

2. 4 役務実施場所

防衛省市ヶ谷庁舎D棟9階（別図のとおり。）

2. 5 役務期間等

契約締結日から令和7年2月28日（金）までとする。

3 検査

2. 2項について、目視、立会及び「作業完了報告書」により実施する。

4 その他の指示

4. 1 官側の支援

契約相手方は、本役務の履行において、官の保有する施設、設備を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4. 2 提出書類

表に掲げる提出書類について、官の確認を得ること。

表 提出書類

| 番号 | 品 名 | 数量 | 提出時期 | 提出先 | 種類 | 書式 |
|----|-------------|-----|-----------|----------------------------|------|----|
| 1 | 役務実施計画書 | 1 部 | 契約締結後速やかに | 防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（海上担当）付 | 電子媒体 | 任意 |
| 2 | 役務責任者・作業員名簿 | 1 部 | 契約締結後速やかに | 防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（海上担当）付 | 電子媒体 | 任意 |
| 3 | 分析結果報告書 | 1 部 | 分析終了後速やかに | 防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（海上担当）付 | 電子媒体 | 任意 |
| 4 | 作業完了報告書 | 1 部 | 作業終了後速やかに | 防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（海上担当）付 | 電子媒体 | 任意 |

4. 3 材料等

履行に必要な工具、計測機器等の機材、消耗品、材料、油脂等全て受注者の負担により準備するものとする。

4. 4 発生材

本役務によって発生した発生材は、契約相手方の責任において適切に廃棄・処分を行うものとする。

4. 5 情報保全

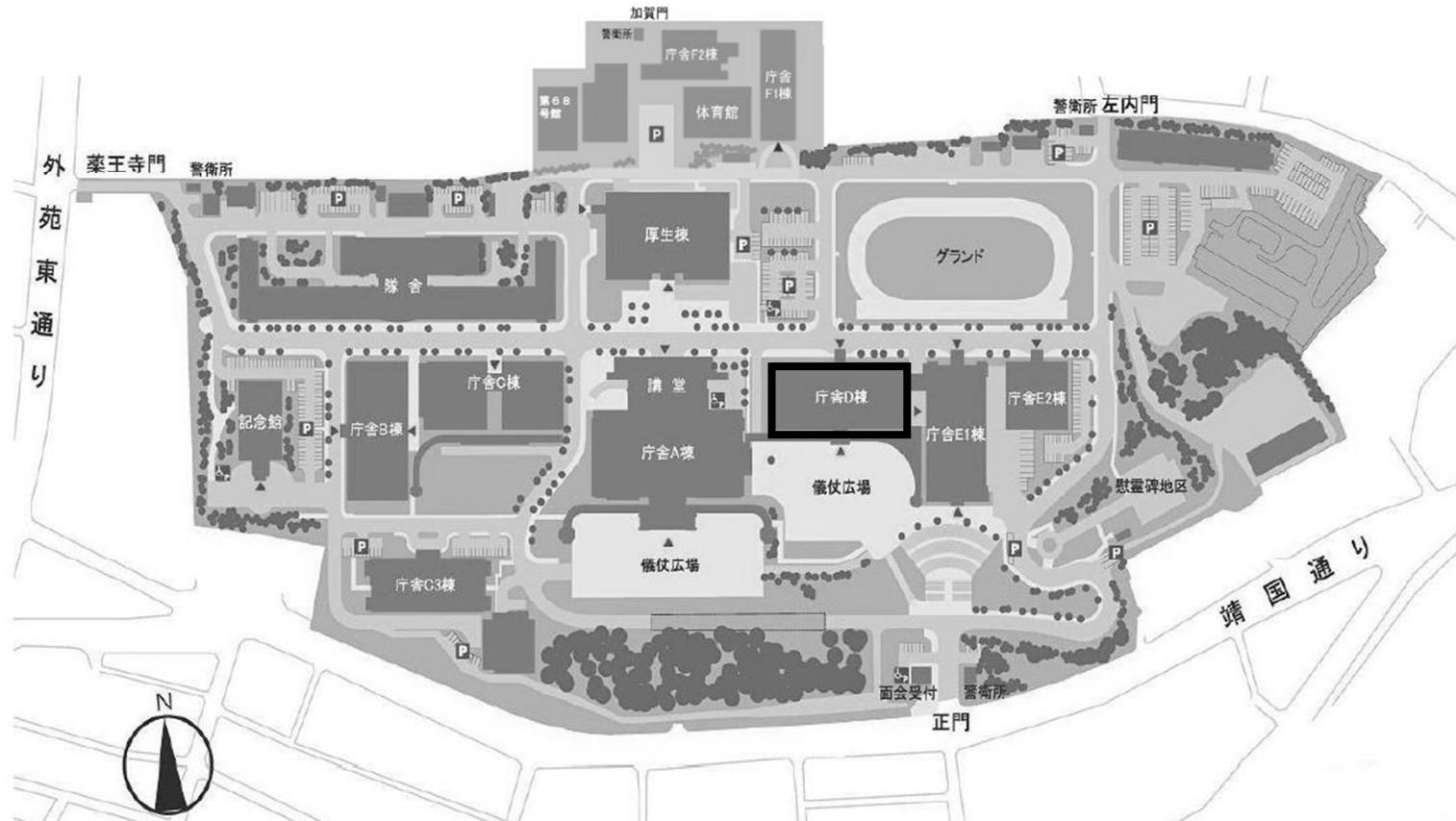
契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官の許可なく行ってはならない。

4. 6 その他

4. 6. 1 本役務を実施するに当たり、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合、官に報告のうえ、契約相手方の責任において速やかに原状に復するものとする。

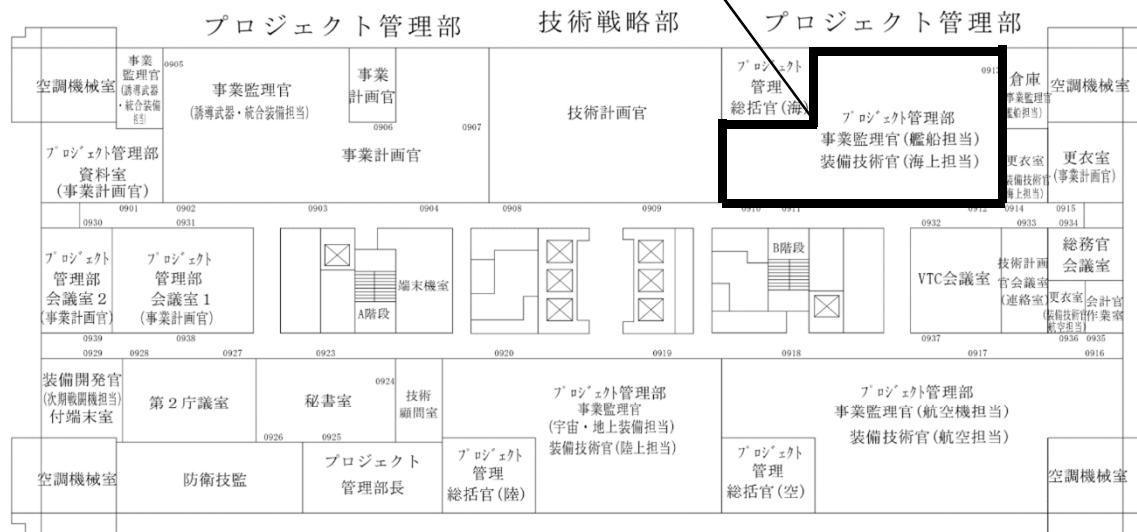
4. 6. 2 この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

防衛省市ヶ谷庁舎



天井 → 1 検体

防衛装備庁



プロジェクト管理部